

聖籠町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例をここに公布する。

平成27年12月15日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第37号

聖籠町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、聖籠町農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めることを目的とする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、10人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、6人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(聖籠町農業委員会の選挙による委員の定数条例及び聖籠町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 聖籠町農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和30年聖籠町条例第13号）

(2) 聖籠町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例（平成17年聖籠町条例第17号）

(聖籠町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 聖籠町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する

条例（昭和31年聖籠町条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

農業委員会の委員	会長	月額 72,000 円
	会長代理	月額 49,000 円
	／農政部会／農地部会／ 部長	月額 49,000 円
	委員	月額 47,000 円

」を

「

農業委員会の委員	会長	月額 60,000 円
	会長代理	月額 49,000 円
	／農政部会／農地部会／ 部長	月額 49,000 円
	委員	月額 47,000 円
農地利用最適化推 進委員		月額 30,000 円

」に

改める。